

加古川駅周辺回遊性等創出業務 仕様書

1 目的

加古川市では、駅前広場を起点とした「居心地が良く、歩きたくなるまちなか」づくりを目指し、駅周辺の回遊性と賑わい創出を図る社会実験を複数年にわたって実施している。

令和6年度には、J R加古川駅南広場を対象に滞在空間の創出を図る社会実験を実施し、その結果も参考にしながら、将来の加古川駅周辺再整備により、駅前の公共空間において多様な活動を通じて人々が集まり、交流し、体験を共有できる拠点を目指している。

令和7年度は対象範囲を道路空間にも広げることで、多様な利用シーンに対応できる公共空間の可能性を探るとともに、J R加古川駅南広場と道路空間を一体的に活用した将来の空間づくりの参考とすることを目的としている。

2 業務内容

本業務は、J R加古川駅南広場及びその周辺道路の公共空間を対象として実施する。

具体的な実施エリアについては、別紙1にて指定する。

(1) J R加古川駅南広場と周辺道路を活用した滞在空間の創出

令和7年9月から11月の期間中連続して1ヶ月以上、J R加古川駅南広場及びベルデモール商店街（歩道空間）の特性を活かし、滞在空間（例えばストリートファニチャー（ベンチ、テーブル、シェード等）、子どもの遊び場等）を創出すること。なお、篠原西線（歩道空間）も併せて実施することも可とする。

滞在空間の創出にあたっては、令和6年度の社会実験の実施結果（別紙2）も参考に、将来の道路空間（歩道空間）も含めた滞在空間の規模感等の検討に資するほか、ストリートファニチャー等に対する利用者ニーズの深化につながるよう計画すること。なお、日常的に賑わい創出に関する取組や、将来の公共空間を活用する実施主体（プレーヤー）の発掘や育成につながる取組等を併せて実施することも可とする。

また、滞在空間の創出にあたり設置した備品の盗難や破損に備えた管理及び維持費用、設置終了後の撤去費用も含めて対応すること。

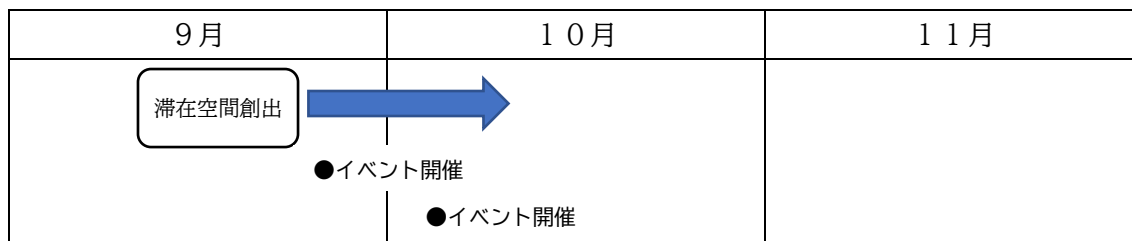
(2) J R加古川駅南広場と周辺道路を活用したイベントの企画運営

滞在空間創出期間中に2回（平日1回、休日1回）以上、J R加古川駅南広場及びベルデモール商店街（歩行者天国化）を活用し、地域住民や来訪者が交流し、賑わいを感じられるイベントを企画し、実施すること。なお、篠原西線（歩道空間）も併せて実施することも可とする。

イベントの実施にあたっては、将来の公共空間の活用可能性（活動の用途・規模感等）を検証できるように計画すること。なお、将来の公共空間を活用する実施主体（プレーヤー）の発掘にもつながるように当該実施主体を活用して実施することも可とする。

また、交通規制や安全管理（警備員、誘導員の配置等）は受注者の責任において実施することとし、市が行う地域住民や関係機関との協議に協力すること。

＜＜社会実験実施例＞＞



(3) 報告書の作成

本業務の終了後、実施内容を記録した報告書を提出すること。

また、報告書の内容に疑義や不足等がある場合、発注者は受注者に修正等適切な対応を求めることができる。

3 契約期間

契約締結日から令和8年1月30日までとする。

4 貸与資料

発注者は、本業務の実施にあたり、必要に応じて受注者に関係資料を貸与するものとする。

受注者は貸与された資料を、発注者の許可なく他の目的に使用したり、第三者に譲渡したりしてはならない。

また、貸与された資料は、業務終了後、速やかに返却するものとする。

5 報告の義務

契約締結後は速やかに業務計画書を提出することとし、本業務の遂行中、適宜、受注者より進捗状況を報告するものとする。

6 損害及び危害

受注者は、本業務の遂行に際し、他に損害及び危害を及ぼさないようにし、損害を与えたときは受注者負担とすること。また、近隣住民からの苦情等があった場合は、受注者において丁寧に対応するものとし、その結果を発注者へ報告すること。

7 各種法令等に関する手続き

本業務の遂行上、必要となる各種法令等に関する手続き（道路管理者との協議、道路占用許可、警察との協議、道路使用許可等）は原則として市が行うものとするが、協議や資料の作成にあたっては、受注者は市に協力すること。

8 疑義

本業務を遂行するにあたり、疑義が生じた場合は速やかに発注者と受注者でその内容について協議するものとする。

9 秘密の保持

受注者は、本業務遂行中に知り得た情報を発注者の許可なしに、他の目的に利用してはならない。

10 成果品の帰属

本業務で得られた成果品は全て発注者の所有とし、発注者の許可なしに他の公表、貸与、使用をしてはならない。発注者は成果物のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。

11 成果品

成果品は次のとおりとする。

(1) 報告書（概要書含む）

- ・業務の実施状況がわかる写真
- ・本業務遂行時において作成した成果物（計画書等）
- ・その他発注者が必要と認めるもの

(2) 報告書の電子データ（CD-R） 1 式

12 その他

本業務の遂行にあたり、加古川市が別途発注する関連業務との連携や調整、必要に応じた協力を行うこと。なお、協力の伴う詳細な業務内容については、協議のうえ定めるものとする。